資料３

執行機関の附属機関に関する条例

昭和28年４月１日

条例第35号

執行機関の附属機関に関する条例をここに公布する。

執行機関の附属機関に関する条例

（設置）

第１条　法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
市長	大阪市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市会議員の報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額に係る意見の具申に関する事務
	大阪市外郭団体評価委員会	外郭団体に関する改革並びに外郭団体の監理及び運営に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市入札等監視委員会	入札及び契約に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申並びに政府調達に関する協定の対象となる調達に関する苦情の処理に関する事務
	大阪市土地活用等評価委員会	市有不動産の適正管理及び有効活用並びに指定管理者制度の運用に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市不動産評価審議会	本市が取得し、若しくは処分し、又は賃貸借する不動産及びこれらの附属工作物の適正な価格及び賃料の評定に関する事務
	大阪市補償審査委員会	公共用地の取得及び土地区画整理事業に伴う建物及び工作物の移転及び除却に係る適正な損失補償の評定に関する事務
	大阪市イノベーション促進評議会	グローバルイノベーションの創出の支援に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市特区地域進出等事業計画認定	市長の諮問に応じ、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の

	審査会	認定等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市鉄道ネットワーク審議会	市長の諮問に応じ、本市における鉄道ネットワークの整備の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市医療扶助審議会	生活保護法による医療扶助の適正実施を図るため、要保護者の入退院、医療の範囲その他医療の給付に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市中小企業対策審議会	中小企業振興対策に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法に基づき設置される大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に関する事項についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神障害者に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る審査に関する事務
	大阪市公害診療報酬審査委員会	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬に係る審査に関する事務
	大阪市石綿健康被害調査委員会	石綿による健康被害に関する事項の調査審議に関する事務
	大阪市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害に関する事項の調査審議に関する事務
	大阪市感染症発生動向調査委員会	感染症の発生の状況、動向及び原因に関する事項の調査審議に関する事務
	大阪市エイズ対策評価委員会	エイズ対策に関する事項の調査審議に関する事務
	大阪市結核対策評価委員会	結核対策に関する事項の調査審議に関する事務
	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務
	大阪市住宅審議会	市長の諮問に応じ、市営住宅の管理その他住宅施策に関する重要事項の調査審議に関する事務

教育委員会	大阪市学校適正配置審議会	市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び市立中学校において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	大阪市高等学校教育審議会	高等学校教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	大阪市特別支援教育審議会	特別支援教育の振興を図るため、特別支援教育に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
市長及び教育委員会	**児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会**	**児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務（他の所管に属するものを除く。）**

（共同設置の附属機関）

第１条の２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の７第１項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
大阪府	市長	大阪府市新大学構想会議	本市及び大阪府における公立大学の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市都市魅力戦略推進会議	本市及び大阪府における都市の魅力の推進に関する施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市文化振興会議	本市及び大阪府における文化振興計画の策定及び変更並びに芸術文化の振興に関する重要な施

			策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市IR事業者選定委員会	特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項の調査審議並びに当該民間事業者の選定に当たっての審査並びに市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市エネルギー政策審議会	本市及び大阪府における太陽光その他の再生可能エネルギーの普及、エネルギーの消費の抑制並びに電力の需要の平準化及び供給の安定化に関する施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

（委任）

第２条　第１条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

２　前項の規定にかかわらず、複数の執行機関に属する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、これらの執行機関が協議して定める執行機関が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。